

福島復興再生特別措置法及び
福島復興再生基本方針について

平成25年11月

福島県企画調整部

福島復興再生特別措置法

[平成24年3月31日施行]

- 福島の復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情と原子力政策を推進してきた国の社会的責任を踏まえ推進を目的

福島復興再生基本方針

[平成24年7月13日閣議決定]

- 法の基本理念に則し、福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針

重点推進計画(県作成)

[平成25年4月26日認定]

- 基本方針に即して、再生可能エネルギーや医療機器関連産業等の新たな産業創出の取組を推進する計画

産業復興再生計画(県作成)

[平成25年5月28日認定]

- 基本方針に即して、福島の産業の復興・再生の推進を図る計画

被災者支援(被災者支援施策PKG)

[平成25年3月15日復興庁策定]

- 子ども被災者支援法の趣旨も踏まえ、原子力災害の被災者の安心した生活、子どもの元気を復活させる政府の取組をとりまとめ

風評被害対策(風評被害PKG)

[平成25年4月2日復興庁策定]

- 原子力災害による風評被害を含む影響に対する政府の取組をとりまとめ

グランドデザイン

[平成24年9月4日復興庁策定]

基本的な考え方を提示

- 避難12市町村全体の概ね10年後の復興の姿と、それに向けた国の取組姿勢をまとめたもの

避難解除等区域復興再生計画

[平成25年3月19日総理決定]

- 基本方針に即して、避難指示が解除された区域及びその準備区域等の復興及び再生を推進する計画

早期帰還・定住プラン

[平成25年3月7日復興庁策定]

- 早期帰還を目指す区域等における政府の取組をとりまとめ

福島県全体

避難12市町村

早期帰還が可能な区域

広域

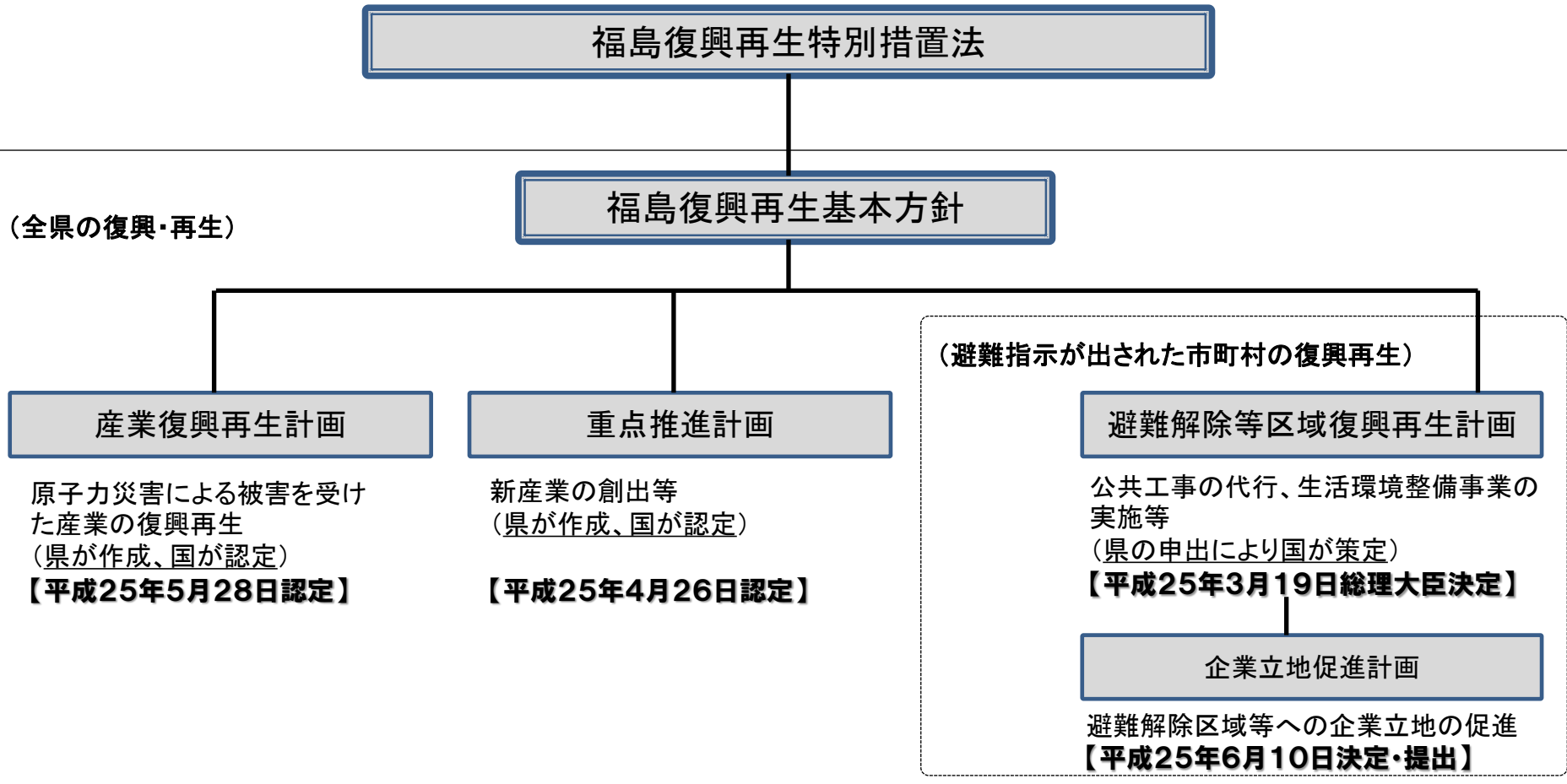
全国

施策の展開を加速

福島復興再生特別措置法の体系

○福島復興再生基本方針は、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための政府の基本的な方針。福島復興再生特別措置法(第5条)に基づいて策定される。

○福島県知事の県内市町村長の意見聴取、内閣総理大臣の県知事の意見聴取の経路を経て、平成24年7月13日、閣議決定された。



福島復興再生特別措置法の制定・福島復興再生基本方針の策定までの経過

福島特措法の制定までの経過

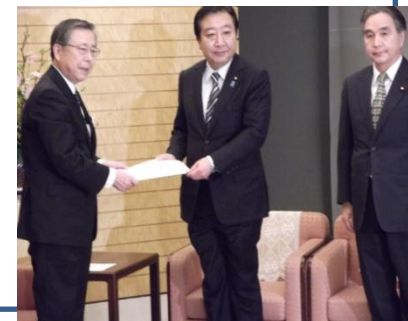
- 平成23年 6月18日 第10回東日本大震災復興構想会議で、佐藤雄平・福島県知事が原子力事故からの地域再生の特別立法の必要性を訴え、立法化を要求
- 7月29日 『東日本大震災復興基本方針』が閣議決定。
地域再生の特別立法の検討を行う旨が明記
- 8月27日 第1回福島復興再生協議会で、福島県知事が、地域再生法の素案を政府に提示。政府が、次期通常国会までに、法整備を行う旨を明言

※その後、福島復興再生協議会で法案を政府と協議(第2回、第3回協議会)(幹事会を数次開催)

- 平成24年 2月 4日 第4回福島復興再生協議会で法案について復興庁から説明
- 2月10日 福島復興再生特別措置法案が閣議決定 (予算関連法案)
- 3月 8日 福島復興再生特別措置法案が衆議院で可決
- 3月30日 福島復興再生特別措置法が参議院で可決・成立



第1回福島復興再生協議会の模様
(知事が、総理、復興大臣に立法を要求)



2月24日、総理及び復興大臣に
法律の早期制定を知事が直接要望
(於：首相官邸)

基本方針の閣議決定までの経過

- 平成24年 4月22日 第5回福島復興再生協議会で、復興庁から基本方針の骨子が提示
- 6月 1日 福島復興再生協議会幹事会を開催。骨子案を踏まえて協議
- 6月20日 県知事に対する法定意見聴取
県知事が市町村長に意見を照会し、政府に回答
- 7月 1日 第6回福島復興再生協議会で、復興庁から基本方針の案が提示
- 7月13日 『福島復興再生基本方針』が閣議決定



県と市町村、復興庁の事務レベル
の意見調整の模様

※基本方針の案の策定過程では、3月以降、県・全市町村と復興庁との事務レベルの意見調整の場を計5回開催

- 福島県は原子力災害によって、県全域にわたって、放射線による自然・生活環境の汚染、県民の生活・健康不安、人口減少等による地域社会の活力の低下、農林水産業の作付・出荷制限や販売不振、観光集客力や企業立地への打撃など甚大な被害を受け、他県に比べ、自然的・社会的・経済的な諸事情において、県勢全般の基礎条件が著しい地盤沈下を被る事態に直面。
- 原子力災害の被災地域の特殊事情にかんがみ、①環境回復と民生の安全、②警戒区域等のふるさと再生、③産業活力の再興のための特別の措置を総合的かつ計画的に講ずるためには、原子力災害対策特別措置法など現行の法制度では不十分であり、今後、復興特区などにより地方・民間の創意工夫を発揮する上でも、地域再生のための特別法の制定により、地域の自立的再生に不可欠な基礎条件の回復、地域格差の是正、及び被災地域の均衡ある再整備を図り、美しく住みよい活力溢れる福島の礎を取り戻すことが必要。
- 福島県民が、この度の困難を乗り越え、新生ふくしまの創造に向けて一丸となって臨むことのできる希望の旗印として、また、国として断固たる決意で“ふくしま”の再生に取り組む姿勢と実績を国内外に発信するためにも、原子力災害からの地域再生のための特別法を、国が責任と役割を担って立案・制定し、原子力災害からの福島の復興に万全を期すことが必要。

- 原子力災害は地震・津波被害とは被害状況等が大きく異なり、同様の枠組みだけで復興は困難。
- 長期的視点に立って国の責任の下で総合的に必要な施策を進めることが不可欠だが、現行法では、このための枠組みが不在。
- 中・長期的に、原子力災害からの福島の地域再生に必要な恒久的措置を体系的に規定する立法措置が不可欠。

1. 原子力災害による特殊かつ深刻なハンディキャップ

- 福島県は、県民の生活・健康、地域づくり、産業振興など幅広い分野で厳しいハンディキャップを今後長期に負担。
- 国策として進められてきた原子力による災害からの地域再生は全面的に国が責任を負うべき。

2. 放射線影響からの住民の安全確保と一体での地域再生

- 原子力災害の特殊性から、放射線影響からの住民の安全確保は、被災地域の再生と表裏をなす不可欠の前提。
- 県民の生活・健康・教育・産業・雇用など、県民生活のあらゆる側面に必要な施策を総合する『包括法』が必要。
- また、そのために長期的視点にたつて必要な財源の確保を図ることも必要。

3. 原子力災害からの地域再生への省庁間の縦割り排除

- 原子力災害からの地域再生は分野が多岐にわたるため、特別立法による総合的・体系的な再生の枠組みと省庁横断での対応を担保する法的なスキームが不可欠。

4. 新生ふくしま創造に向けた福島県民の希望の旗

- 福島県民が、地震・津波・原子力災害・風評という4重苦を克服し、新生ふくしま創造に向けて一丸となって臨むことのできる希望の旗印となる法律が必要。

5. 国の威信をかけた“FUKUSHIMA 再生”の発信

- 原子力災害からの福島再生の挑戦は国際的にも高い関心をもって注目。政府として断固たる決意で“FUKUSHIMA”の再生に取り組む姿勢と実績を国内外に発信することが必要。

【参考】福島復興再生特別措置法の概要 (P6-7)

※復興庁資料

目的・基本理念・国の責務

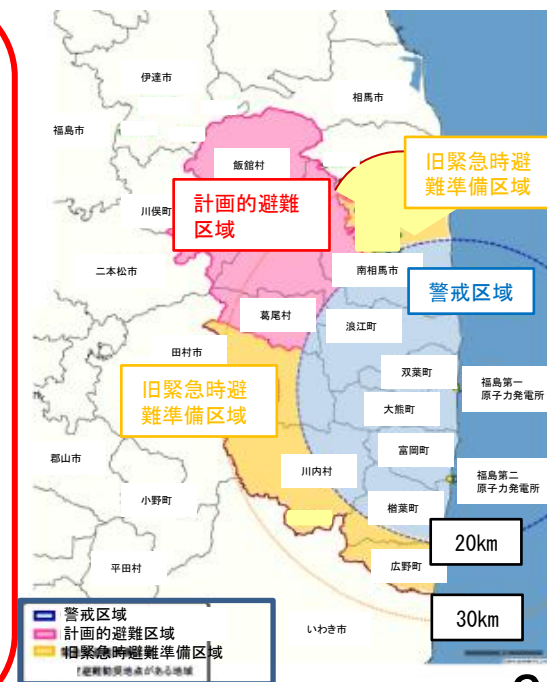
- 原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえ推進
- 基本理念として、安心して暮らし子どもを生き育てる環境の実現、多様な住民の意見の尊重、地域経済の活性化、福島の地域社会の絆の維持及び再生、住民一人一人が災害を乗り越え豊かな人生を送ること、福島の地方公共団体の自主性・自立性の尊重、地域コミュニティの維持、正確な情報の提供など
- 国の責務として、原子力災害からの福島復興・再生に関する施策を総合的に策定し継続的、迅速に実施

福島復興再生基本方針（閣議決定）

- 原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針
方針に定められる事項：福島復興及び再生の意義、目標、政府が着実に実施すべき各支援施策の基本的な方針等
- 福島復興再生基本方針の変更についての福島県知事の提案

避難解除等区域の復興及び再生等のための特別の措置

- 「避難解除等区域復興再生計画」（県の申出により国が決定）
基本方針に即して、避難指示が解除された区域及びその準備区域等の復興及び再生を推進するための計画
計画事項：計画の意義、目標、期間、産業の復興・再生、道路、河川等の公共施設の整備、生活環境の整備、将来的な住民の帰還を目指す区域の避難指示の解除後の準備のための取組等
- 国による公共施設の工事の代行等（土地改良、漁港、砂防、港湾、道路、海岸、地すべり防止、河川、急傾斜地崩壊防止）
- 国による公共施設の清掃等の生活環境整備事業の実施
- 課税の特例（避難対象区域内に所在していた事業者について）
 - ①事業用設備等の特別償却等（解除の日から5年間の即時償却等）
 - ②被災被用者を雇用している場合の税額控除（確認を受けた日から5年間、給与等支給額の20%を控除：復興特区は10%）
（注）地方税法の改正の措置として避難対象区域内の固定資産税の課税免除措置の延長等
- 公営住宅への入居資格の特例などによる避難者の居住の安定の確保



放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置

- 被ばく放射線量の推計や子どもへの甲状腺がん検診などの健康管理調査の実施に関する必要な措置、健康増進等を図るための施策の支援のための財政上その他の措置
- 農林水産物等の放射能濃度の測定等の実施の支援、除染等の措置等の迅速な実施等、児童等について放射線による健康上の不安を解消するための措置
- 放射線の人体への影響等に関する研究及び開発の推進等、国民の理解の増進
- 教育を受ける機会の確保のための施策、医療及び福祉サービスの確保のための施策 など

原子力災害からの産業の復興及び再生 ・ 「産業復興再生計画」(県が作成し国が認定)

基本方針に即して原子力災害により被害を受けた福島の産業の復興・再生の推進を図るための計画

計画事項：計画の目標、目標達成のための取組内容、適用する規制・手続の特例の内容と実施主体に関する事項



- 規制や手続等の特例(福島特例通訳案内士、地域ブランド(商標、品種)の登録料や出願料等の減免、地熱資源開発や流通機能向上に係る許認可等のワンストップ処理等)
- 新たな規制の特例措置等に関する提案、福島復興再生特別意見書の提出
- 復興特区法の課税の特例(*)を含む復興推進計画を福島県の全ての市町村が策定できるようにする措置等(復興特区法では、東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産基盤に著しい被害を受けた地域が対象)
(*) 事業用設備等の特別償却等(即時償却の適用期間は2年延長)、被災被用者等の給与支給額の一部の税額控除、研究開発税制、新規立地促進税制等
- 農林水産業の復興・再生(消費拡大、生産基盤整備、加工・流通合理化、地域資源活用等支援)、中小企業の復興・再生(資金確保、人材育成、研究開発促進等支援)、職業の安定(職業指導、職業紹介、職業訓練等)、観光の振興(旅客来訪促進、観光地の魅力増進、国内外での宣伝、国際交流推進等支援)など

新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進 ・ 「重点推進計画」(県が作成し国が認定)

基本方針に即して、再生可能エネルギー源の利用、医薬品及び医療機器に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進に関する計画

計画事項：計画の区域、目標、期間、目標達成のための取組内容



- (独)中小企業基盤整備機構が管理する工場用地の無償譲渡、研究開発の推進(先導的研究開発推進、成果の活用等支援)、企業立地の促進(立地促進、人材育成・確保等支援)など

福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置

- 避難指示区域から避難している者、避難指示の解除により避難解除区域に再び居住する者について、生活の安定を図るための措置
- 保健、医療及び福祉にわたる総合的な措置、再生可能エネルギーの開発等のための財政上の措置、復興交付金その他財政上の措置の活用、住民の健康を守るための基金に係る財政上の措置等
- 復興大臣による適切かつ迅速な勧告

原子力災害からの福島復興再生協議会

- 復興大臣、福島県知事その他の国・福島の関係者からなる協議会を組織し、必要な協議を実施

その他(見直しの検討)

- 施行後3年以内に、福島の復興・再生の状況等を勘案し、福島の住民の意向に留意しつつ、課税の特例を含め、法律の規定について検討

福島復興再生特別措置法の一部改正について

※復興庁資料を加工

～福島復興及び再生を加速するための措置の創設・拡充

長期避難者の生活拠点の形成

生活拠点形成交付金《仮称》の創設(平成25年度予算)

- ・交付先: 福島県、避難者受入市町村等
- ・対象: 公営住宅の整備を中核とした受入に伴い必要なハード整備
これらと一体となって行うソフト事業

公共インフラの復興・再生

国による公共事業の代行及び生活環境整備事業の対象区域の拡充

改正前

- ・避難解除区域
- ・避難指示解除準備区域

改正後

- ・居住制限区域
- ・帰還困難区域
- ※広域インフラ施設の機能回復等、住民の帰還等に向けて必要な事業が対象

企業立地の更なる促進

避難解除区域における税制優遇措置の対象拡充

改正前

- ・対象事業者: 既存事業者
- ・対象区域: 避難解除区域

改正後

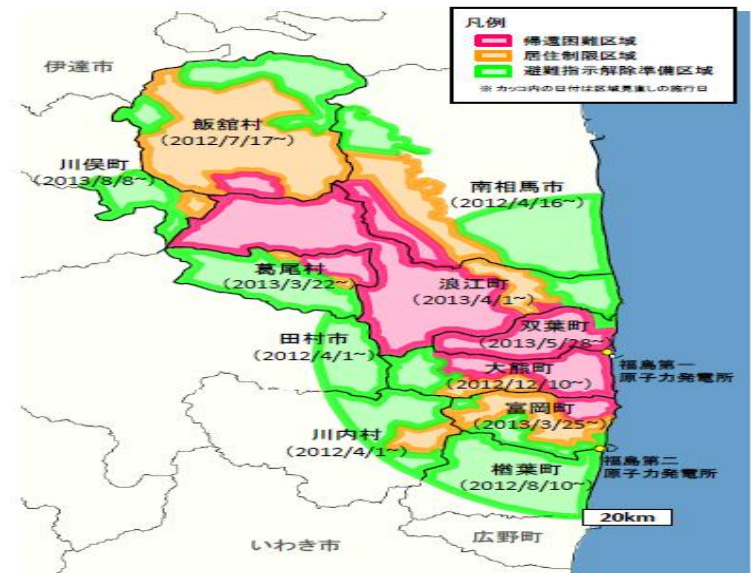
- ・対象事業者: 新規立地事業者を追加
- ・対象区域: 避難指示解除準備区域
居住制限区域を追加

※事業用設備の特別償却
被災者を雇用した場合の税額控除等

※ 公布・施行日: 平成25年5月10日

避難指示区域の概念図

平成25年8月8日時点



避難解除区域に係る税制の特例措置の避難指示解除準備区域等[※]への拡大

※避難指示解除準備区域及び居住制限区域

背景・必要性

これまでは、全ての避難指示が解除された「避難解除区域」のみに特例措置を適用。

しかし、一旦、他の地域に移り住むと、帰還しない可能性が高まるため、早期の帰還を促進することが重要。また、避難指示解除準備区域(※1)では66事業所(平成25年1月7日現在)、居住制限区域(※2)では18事業所(同)が事業を再開。そのため、これらの区域でも事業再開を支援することが必要。

(※1)避難指示解除準備区域・・・年間積算線量が20ミリシーベルト以下で、同区域内では製造業等の事業再開等も柔軟に認められている。

(※2)居住制限区域・・・年間積算線量が20ミリシーベルトを超える恐れがあるため、原則、事業再開が認められないが、市町村の許可等を得て、例外的に事業

再開が認められる。



特例措置の対象区域を
避難指示解除準備区域及び居住制限区域
に拡大

特例措置の内容

○既存事業者^①に税制の特例措置を適用

①設備投資に対する特別償却制度又は税額控除

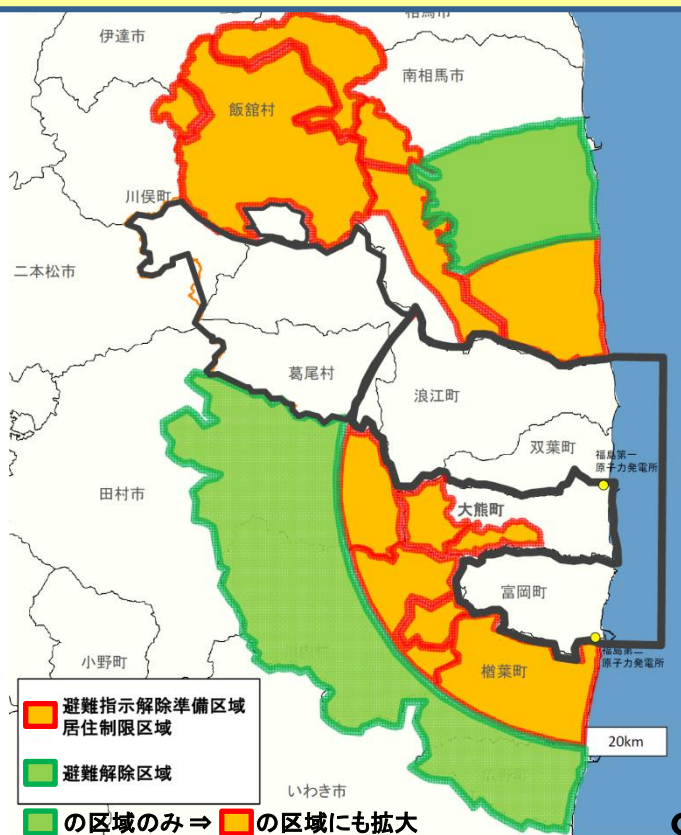
・特別償却:機械等100%、建物等25%

・税額控除:機械等15%、建物等8%

②被災被用者に対する給与等支給額の20%を税額控除

○課税免除又は不均一課税をする場合の減収補填措置。

平成28年3月31日までの間に、設備投資(施設又は設備の新設又は増設)に対して地方公共団体が事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合にその減収額を特別交付税の算定の基礎に算入



避難解除区域等における新規立地促進のための特例措置

背景・必要性

現行の避難解除区域に係る税制の特例措置(機械等の特別償却等)は、東日本大震災の発生時(平成23年3月11日)に避難解除区域に事業所を有していた事業者のみ対象。

しかし、避難解除区域等における雇用規模の回復など、当該区域の復興・再生のためには、**新規事業者を誘致することが不可欠。**



避難解除区域等への新規立地を促進するための特例措置(立地促進計画制度)を新設。

立地促進計画制度(案)の概要

- 対象：新規事業者(復興庁令に対象業種を規定)
- 県が計画を策定(国による認定は不要)
- 県知事が事業者の実施計画を認定

現行の避難解除区域に係る特例措置

- 対象：既存事業者(業種の限定なし)
- 計画の策定は不要。
- 県知事による震災時に対象区域内に事業所を有していたことの確認。

○県知事による認定又は確認を受けた事業者に税制の特例措置を適用。

- ①設備投資に対する税額控除又は特別償却制度(特別償却:機械等100%、建物等25% 税額控除:機械等15%、建物等8%)
- ②被災被用者に対する給与等支給額の20%を税額控除

○課税免除又は不均一課税をする場合に減収補填措置。

平成28年3月31日までの間に、設備投資(施設又は設備の新設又は増設)に対して地方公共団体が事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合にその減収額を特別交付税の算定の基礎に算入

期待される効果

避難解除区域等における雇用規模の回復など、当該区域の復興・再生

【参考】福島復興再生特別措置法に基づく課税の特例(概要)

復興特区制度

注1

	対象者	所得税・法人税		地方税
復興産業集積区域 注2	市町村から指定を受けた事業者	被災雇用者等を雇用 *	○ 給与等支給額の10%を税額控除	H28.3.31までに指定を受け、そこから5年
		機械・装置を取得等 *	○ 即時償却または取得価額の15%を税額控除	H28.3.31まで
		建物・附属設備・構築物を取得等	○ 特別償却25%または取得価額の8%を税額控除	H28.3.31まで
	開発研究用資産を取得等	○ 即時償却 さらに、即時償却したうちの12%を税額控除	H28.3.31まで	
	上記のうち新設法人のみ	再投資準備金を積立て *	○ 積立額を損金算入 さらに、再投資等した場合に即時償却	H28.3.31までに指定を受け、そこから5年
避難解除区域等 注3	県から確認を受けた事業者	避難対象雇用者等を雇用 *	○ 給与等支給額の20%を税額控除	解除から3年までに確認を受け、そこから5年
		機械・装置を取得等 *	○ 即時償却または取得価額の15%を税額控除	解除から5年
	建物・附属設備・構築物を取得等	○ 特別償却25%または取得価額の8%を税額控除		
企業立地促進区域 注4	県から「避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」についての認定を受けた事業者	避難対象雇用者等を雇用 *	○ 給与等支給額の20%を税額控除	解除から3年までに確認を受け、そこから5年
		機械・装置を取得等 *	○ 即時償却または取得価額の15%を税額控除	解除から5年
		建物・附属設備・構築物を取得等	○ 特別償却25%または取得価額の8%を税額控除	

注1 東日本大震災復興特別区域法による制度。

注2 「課税の特例を含む復興推進計画」の中で設定。

この計画は、福島復興再生特別措置法により、県や全ての市町村が作成可能。

注3 避難解除区域・避難指示解除準備区域・居住制限区域をいう。

注4 企業立地促進計画で定める区域をいう。

*の特例は、併用不可。

福島特措法に基づく避難解除区域等における優遇税制の活用状況

- 平成25年5月10日の福島特措法改正により、税制優遇の対象区域が、「避難解除区域」から「避難指示解除準備区域」及び「居住制限区域」まで追加・拡充。（県知事の確認のみが要件）
- 平成25年11月7日現在、個人及び法人合わせて延べ1,597件が県知事の確認を受けた。
- そのうち、「避難指示解除準備区域」及び「居住制限区域」では、30件を超える事業者が確認済。

（単位：件）

	計	個人 【所得税】	法人 【法人税】
計	1,597 (1,312)	453 (353)	1,144 (959)
設備投資減税 【即時償却（100%）】 【税額控除（20%）】	684 (559)	173 (133)	511 (426)
被災者雇用減税 【税額控除（20%）】	908 (753)	279 (220)	629 (533)
地方税課税免除 【不動産取得税・固定資産税】	5	1	4

福島県税務課【平成25年11月7日現在】確認済事業者一覧より作成
（ ）内の数字は改正前法律に基づく確認件数

東日本大震災復興特別区域法に基づく復興推進計画の本県の活用状況について

	認定日	申請主体	復興推進計画の概要	主な内容
税制	H24.4.20	福島県・59市町村	産業集積(ものづくり特区) ※現在、県及び市町村は、業種の追加、区域の拡充に向け国と協議中	<ul style="list-style-type: none"> 輸送用機械、電子機器、医療福祉機器関連産業等の製造業の企業を工業団地を中心とした特別区域に立地促進（既存企業も対象）
	H24.11.13	いわき市	産業集積(観光推進特区) ※現在、県・いわき市を除く市町村は、特区設定に向け国と協議中	<ul style="list-style-type: none"> 小売業、サービス業等の観光関連企業を温泉地等の観光集積の特別区域に立地促進（既存企業も対象）
	H25.7.5	福島県・いわき市	産業集積(農山漁村再生特区) ※現在、県及び市町村(いわき市を除く)は、特区申請に向け国と協議中	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産関連事業者の農業地域を中心とした農山漁村の特別区域への立地を促進（既存企業も対象）
規制	H24.3.16	福島県	医療機器製造販売業等の許可基準の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に義務づけられている責任者の確保を容易にするため、許可基準が緩和(特別講習修了者を可)
	H24.4.20	福島県	医療機関に対する医療従事者の配置基準の特例等	<ul style="list-style-type: none"> 訪問リハビリ事業者の整備を促進するため、配置人数要件が緩和
	H24.7.27 H25.7.5	南相馬市 福島県・30市町村	応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例	<ul style="list-style-type: none"> 仮設施設の整備・維持のため、原則2年3か月の存続期間を2年間延長
	H25.7.5	福島県・59市町村	公営住宅入居者要件等の特例	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の住宅を確保するため、入居者要件が緩和(困窮要件のみで可)
	H24.8.3	福島県・59市町村	確定拠出年金にかかる中途脱退要件の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 脱退一時金を地域振興資金の一部に充当可能にすることで地域活性化
金融	随時	7市10町村	利子補給金の支給	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が認める中核企業への金融支援により、地域産業の復興再生を促進

《第1部 原子力災害からの福島の復興及び再生》

第1 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標に関する事項

- 1 意義 ～「福島の再生なくして、日本の再生なし」～
- 2 目標
- 3 基本理念・基本姿勢

《第2部 避難解除等区域の復興及び再生》

第2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

- 1 避難解除等区域の復興及び再生の道すじ
- 2 政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項
- 3 課税の特例
- 4 住居の安定確保
- 5 将来的な住民の帰還を目指す地域の復興及び再生に向けた準備のための取組
- 6 避難解除等区域復興再生計画の策定手続き

《第3部 福島全域の復興及び再生》

第3 安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第4 産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第5 産業復興再生計画の認定に関する基本的な事項

第6 先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第7 重点推進計画の認定に関する基本的な事項

第8 関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する基本的な事項

第9 その他福島の復興及び再生に関し必要な事項

- 福島は、戦後、首都圏へのエネルギー供給等、経済の発展に大きな貢献。
特にエネルギーは、常磐炭田、只見川流域の水力発電、浜通りの原子力発電等、全国有数の電力供給地として、国策として進められた電力の安定供給に大きく寄与
- 今般の原子力災害が、福島が国のエネルギー政策や産業政策に寄与する中で生じ、我が国の経済成長を支えてきた福島に重大な制約を与えるものとなったものであることを、国として真摯に、かつ厳に重く受け止める必要。
- 福島の復興・再生は、東日本大震災からの復興にとどまらず、活力ある日本の再生に不可欠。
前例のない原子力災害に国民が一丸となって、叡智と力を結集して乗り越えねばならない。
- 福島特措法においても、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的責任と、福島の復興再生の責務が明記された。
- 福島の復興再生は国政の最重要課題。
国は、深刻な事態の記憶と教訓を決して風化させることなく、福島の住民に寄り添い、誇りと自信を持てるふるさとを取り戻すまで威信をかけて知恵と力を結集して総力で実行する。

福島復興再生基本方針における財政上の措置等

長期にわたる財源の確保

- 福島全域の復興再生を最後まで責任をもって迅速かつ着実に進めるため、**長期にわたって十分な財源を確保**
- 特に、避難解除等区域等においては、復旧・復興に特に長時間を要する状況にあり、これを適切に対応することができるよう十分な配慮を行う。

基金の財源確保

- 原子力被害応急対策基金その他、**福島県が設置する基金について、必要な場合、適切に財政措置を講ずる**

省庁間の縦割りの排除

- 復興庁のリーダーシップの下、政府一体となって総合的・計画的に施策を実施。**一段高い立場から総合調整を行う。**
- 福島復興再生のために必要な予算を一括して要求し、確保する。**
その際、本方針に基づく施策の実施に必要な予算を十分に確保する。

政府が講ずる施策・事業の一覧化

- 基本方針に基づいて政府が講ずる具体的な施策や事業について、一覧しやすい形でとりまとめ、県・市町村と情報共有（施策名、担当省庁、施策の内容、事業費等）

新たな財政措置の検討

- 電源立地地域対策交付金に代わる財政上の措置**について、平成25年度予算において検討
- 復興交付金をはじめ基本方針に示された各種措置では対応できない**新たな措置の必要が生じた場合には、必要な財政上の措置について検討**

税制上の措置

- 法の施行後3年以内に、**課税の特例を含め、法の規定について検討**。その結果に基づき必要な措置を講ずる

第1部 原子力災害からの福島の復興及び再生

第1 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標

意義 ～福島の再生なくして、日本の再生なし～

- 今般の深刻かつ特殊な原子力災害は、県・市町村の力を大きく超え、福島に重大な制約を与えるもの。国として真摯に、かつ厳に重く受け止める必要

⇒法においても、原子力政策を推進してきた国の社会的責任が改めて確認、明記

- ・福島の復興・再生は一地域の問題ではなく、活力ある日本の再生に不可欠な要素
- ・福島の復興・再生は国政の最重要課題。国は、今般の深刻な事態の記憶と教訓を風化させることなく、福島の住民に寄り添い、責務を真摯に総力で実行

目標 ～国は、県と市町村と一体となって『目指すべき福島の姿』と『新生ふくしまの創造』の実現を推進

※国は、福島県の掲げる福島県において原子力発電に依存しない福島の社会づくりを目指すとの理念を尊重し、原発事故の一日も早い非常事態宣言終結に全力で取り組む。

- ①安全・安心な生活環境の実現
- ②地域経済の再生
- ③地域社会の再生

基本姿勢 ～国は、法に定める基本理念に則るとともに、以下の基本姿勢で責任を持って臨む～

- ① 福島県全域と避難解除等区域等という二つの観点からの取組の推進
- ② 原子力災害を受けた福島の特殊な諸事情を踏まえた総合的かつ迅速な取組
- ③ 原子力に依存しない福島の社会を目指すとの理念の尊重・先導的な取組の推進
- ④ 福島の未来を担う人材の育成と国内外の知見の集積
- ⑤ 長期にわたる財源の確保と国、福島県、県内市町村等が一体となった取組
←特に、避難解除等区域等は、原子力災害の影響が最も大きく、復旧・復興に長時間を要する状況にあり、これに適切に対応できるよう十分な配慮

① 福島県全域と避難解除等区域等という二つの観点からの取組の推進

- 福島は、国土軸上の優位な条件（首都圏への隣接性。東北地方と関東地方との結節点。北東国土軸と日本海国土軸との連結等）
- また、多極分散型の県土構造（全国3位の県土。浜・中・会津の地域区分と、7つの生活圏）
- これらの国土軸上の優位性等を十分に活かし、政府機関、研究機関等の拠点の誘致を図り、関係分野で先導的な役割を果たすべき地域
- 特に、双葉郡等の復興・再生には、浜通りの南北ネットワークの早期復旧、浜通りと中通り等との東西の広域的ネットワークの確保・強化が必要
- 福島の復興・再生は、福島全域での復興・再生と避難解除等区域等の復興・再生という二つの観点から、講じていくことが重要

② 原子力災害を受けた福島の特殊な諸事情を踏まえた総合的かつ迅速な取組

- 放射線への不安は、放射線が人間の五感で捉えられないこと、安全基準の受け止め方が人それぞれであること等により、容易には解消できない。
- 国は、生活環境や商品の安全性を客観的に確保することに加え、住民や消費者の主観的な安心につなげられるよう、安全性に関する正確な情報提供や正しい理解の普及等の取組を着実に粘り強く進める。

③ 原子力に依存しない福島の社会を目指すとの理念の尊重・先導的な取組の推進

- 国は、福島県が掲げる脱原発の理念を尊重し、原子力に依存しない安全・安心で持続的に発展可能な社会づくりを責任を持って後押しする。
- 再生可能エネルギー産業、医療関連産業の拠点の創出・形成など、福島の将来を見据えた先導的な施策を展開する。
- 国は、福島がエネルギーや医療等の分野で我が国のフロンティアとなることを目指す。

④ 福島の未来を担う人材の育成と国内外の知見の集積

- 国は、安全に安心して子どもを生み、育てることができる環境を整備する。

⑤ 長期にわたる財源の確保と国、福島県、県内市町村等が一体となった取組

→ P16を参照

第2部 避難解除等区域等の復興及び再生

第2 避難解除等区域等の復興及び再生

復興及び再生の課題

- 避難先における避難者の支援やコミュニティ及び治安の維持・確保を図るとともに、避難先に残る者にも適切に対応。
- ふるさとへの期間に際して、帰還する住民の安全を確保と、地域の課題や住民の不安を一つ一つ取り除く。

基本的考え方

- 国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任を踏まえ、この地域で暮らしていた住民に責任を持って向き合い、この地域の市町村の復興・再生を、責任を持って進める。
- 帰還困難区域・居住制限区域を含むこの地域全体が、再び安全で安心して住むことができ、帰還を望む者が皆帰還し、若い世代が帰還する意欲を持てるよう、責任を持って対応。

復興及び再生の進め方

- 復興再生計画の策定、住民意向調査実施、町外コミュニティの議論円滑化と尊重、課題の整理と法制上の措置
～自主性・創意工夫の活用、自然・文化的条件に配慮、避難者の受入地方公共団体の機能確保、住民の意向反映等

産業の復興及び再生

- 原子力発電所及び関連産業に従事していた多くの住民が働く場を失っており、既存産業の再開支援による産業基盤回復と新たな雇用の受け皿となる先導的産業の充実
 - ア 農林水産業
(除染、モニタリング、生産基盤・検査体制、情報開示、地域「プラットフォーム」再構築等)
 - イ 商工業
(除染、金融支援、新規立地・増設、県外流出防止、事業再開支援、新産業集積等)
 - ウ 雇用
(基金を活用した雇用創出、職業指導・紹介、本地域の新たな仕事の職業訓練等)
- 避難解除区域における課税の特例(事業用設備等への投資、雇用促進)

生活環境整備・居住の安定確保

- 生活環境の整備に関する事項を計画において定め、県・市町村等と連携して着実に推進。
～放射線からの安全・安心の確保、上下水道等、廃棄物処理、医療・福祉、教育・保育、防犯・治安、民間サービス、防災対策等
- 住民の帰還を円滑化するため、公共施設や公益的施設の機能を回復させる事業(点検、清掃、職員確保、交通手段の運行等)を国の責任と費用負担で実施。
- 入居要件緩和等の公営住宅法の特例や、避難先での住宅購入に対する融資の特例等、居住制限者等の居住安定確保のための居住安定協議会等。

道路・港湾・海岸その他の公共施設の整備

- 被災施設等の速やかな復旧、市町村の復興・再生のための必要な施設等の整備
 - ～常磐道の早期復旧及び完成に向けた取組
 - ～JR常磐線の早期全線回復を確実に進めるよう適切な指導・技術的支援
 - ～東北中央自動車道の早期整備、国道6号の機能回復・強化
 - ～浜通りと中通りを東西に連絡する幹線道路の整備再開
 - ～小名浜港の整備促進、福島空港の防災機能・物流機能の在り方検討への協力等
 - ～交通安全施設の復旧、復旧・復興のための公共工事の国による代行

将来的な住民帰還を目指す区域の復興・再生の取組

- 福島の復興は、双葉郡を始めとする地域の復興がなければ終わるものではなく、国は、当該地域においても、避難解除等区域に準じて、真摯に総力を挙げ実行
 - ～地方公共団体ごとに帰還時期の目標設定の協議
 - ～応急仮設住宅の供与期間の延長、行政情報の提供や交流確保、避難先での就職支援、就学確保、避難者と避難先との地域コミュニティの形成
 - ～健康管理、心のケア、医療・福祉サービスの確保、インフラ等の適切な管理、営農再開への取組、教育施設整備等
 - ～移転して業務を行う地方公共団体や、避難者を多く受け入れ、本区域の復興・再生の拠点となっている地方公共団体のサービスの円滑な提供の確保

◎避難解除等区域復興再生計画(国作成)で復興及び再生の道すじを明示

避難解除等区域等のインフラ復旧の方向性

常磐自動車道、東北中央自動車道

- 常磐道について、国は、地元地方公共団体や東日本高速道路株式会社と連携を図り、除染モデル実証事業の結果を踏まえ、その早期の復旧及び完成に向けて責任を持って取り組む。
- 東北中央自動車道(相馬市～福島市)の早期整備

JR常磐線

- 国は、責任をもって地元地方公共団体やJR東日本と連携を図り、早期全線回復を確実に進めるよう、適切な指導及び技術的支援を行う。

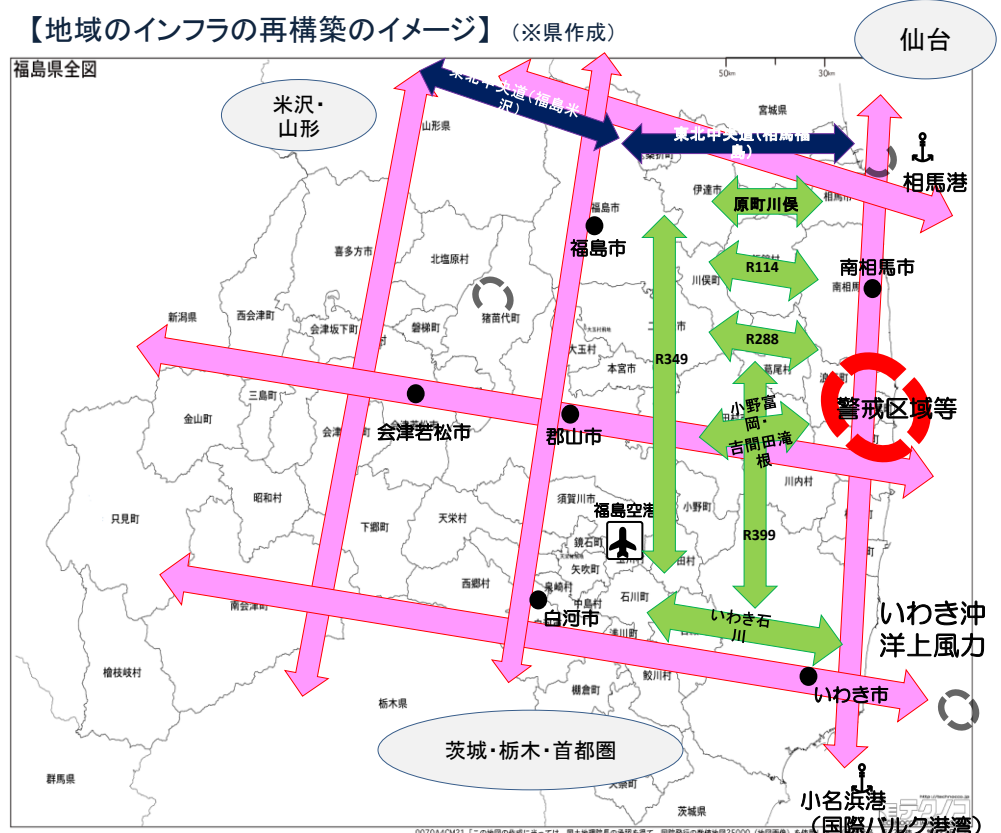
港湾・空港

- 小名浜港
 - 東日本地域のエネルギー供給を支える国際バルク戦略港湾として選定。洋上風力発電といったエネルギー政策を進める拠点ともなる。
 - 現在進めている東港地区国際物流ターミナル整備事業の促進を図るなど、これらの機能強化を講ずる。
- 福島空港
 - 東日本大震災の際に救助活動や物資受入等大きな役割を果たした。
 - 今後想定される大規模災害に備え、福島県が行う福島空港の防災機能及び物流機能の在り方の検討に協力

その他の基幹道路等

- 国道6号の機能回復・強化
- 常磐自動車道(常磐富岡～南相馬)の建設再開と早期全線供用に向けた取組の実施
- 国道114号、国道288号等、浜通りと中通りを東西に連絡する幹線道路の整備の再開
- 帰還市町村の生活を支える道路整備等、直轄施設以外の整備についても着実に推進

【地域のインフラの再構築のイメージ】(※県作成)



【参考】 避難解除等区域等におけるインフラの状況

国道114号
(浪江～川俣～福島市)



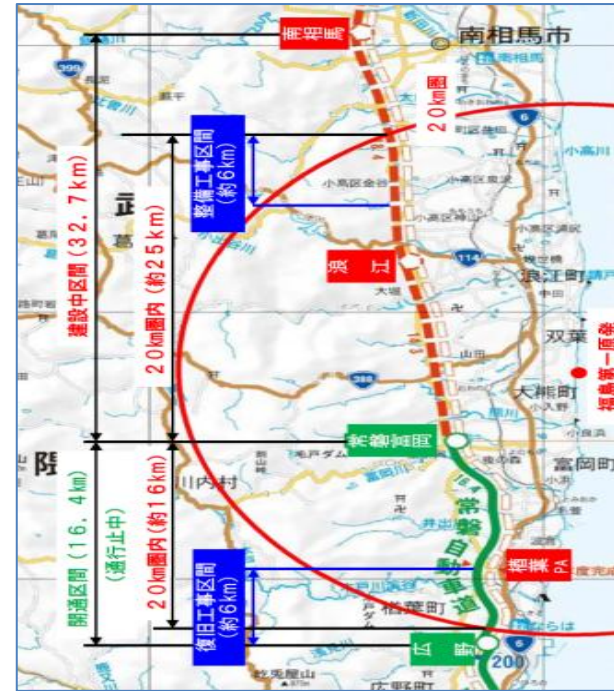
浪江町・柵平地区

国道399号
(川内村～いわき市)



いわき市・小川町地区

常磐道 工事区間(NEXCO)



避難地域と県の主要都市の連携の要となる道路は、利便性がきわめて低いのが現状

国道288号
(双葉町・大熊町～郡山市)



大熊町・野上地区

国道399号
(川内村～いわき市)



いわき市・戸渡地区

JR常磐線 復旧計画(JR東日本)



※ 駒ヶ嶺～浜吉田間と同時期に運転再開予定

小名浜港の機能強化 (東日本地域のエネルギーを支える国際バルク戦略港湾)

小名浜港の位置



震災後の利用状況(石炭運搬外航船)



第3部 福島全域の復興及び再生

第3 安心して暮らすことのできる生活環境の実現

※原子力事故の一日も早い非常事態宣言の終結に全力
 ※長期的目標として追加被ばく線量年間1ミリシーベルト以下を目指す

(主な施策)

＜健康管理調査、検査体制等＞

⇒甲状腺がん検診等の健康管理調査、検査機器の整備、検査体制整備、ガイドライン策定、検査結果の公表

＜除染、子どもの環境改善等＞

⇒長期的な目標として年間追加被ばく1ミリシーベルト以下を目指す対策、迅速かつ確実な除染、森林除染の早期検討・方針、仮置場・中間貯蔵施設の誠実な協議、学校の環境改善の推進、学校給食検査等

＜研究開発、理解の増進等＞

⇒研究開発拠点整備、IAEA等国際機関誘致、リスクコミュニケーション推進、放射線教育等

＜教育、福祉その他＞

⇒教職員加配、スクールカウンセラー等派遣、医療機能の維持、子どもの遊び場確保、下水汚泥等廃棄物等の適正処理、生活環境の放射能物質濃度測定、飲料水の安全性確保等

福島で安心して子どもを
 生み育てることができる
 生活環境の実現

健康上の安全確保と不安解消

特定避難勧奨地点や
 自主避難者にも配慮

国民の信頼回復の取組み

第4・5 原子力災害からの産業の復興と再生

◎産業復興再生計画(県が作成一国が認定)で工程を明示

●震災前の福島は

国内有数の
 農林水産業
 商工業の拠点

首都圏への
 電力供給基地

風評被害
 放射能物質の回復に万全を期す
 風評被害の回復に万全を期す
 放射能物質の直接被害に対処

(主な施策)

●規制の特例

～福島ブランドの再生
 ～観光の再生
 ～再生可能エネルギー等

●復興特区法の特例

～課税の特例を含む
 復興推進計画を、
 全県で策定可能

●産業の復興・再生

～農林水産業の復興・再生
 ⇒除染、検査体制整備、生産基盤整備、モニタリング等
 ～中小企業の復興・再生
 ⇒経営相談、販路開拓、業務拡大支援等
 ～職業指導等
 ⇒求人確保、就職支援、職業訓練、基金の活用等
 ～観光の振興等
 ⇒ニューツーリズム、国際協議・会議、復興庁の調整等
 ～風評被害対策その他
 ⇒モニタリング継続、国内外PR、地場産業販路拡大等

地域経済の活性化
 雇用の安定・拡大

一体的かつ総合的な取組

企業の流出防止
 新規立地促進

第6・7 新たな産業の創出と国際競争力強化

◎重点推進計画(県が作成一国が認定)で工程を明示

●福島のポテンシャル

再生可能エネルギー
 の可採量大

医療機器部品・製品
 の有数の生産県

情報通信分野で
 産学官協同の取組

関連産業の集積の
 実績をいかに

(主な施策)

- 中小企業基盤整備機構の管理する工場用地の無償譲渡
- 企業立地促進のための基金事業の計画的・効率的な執行・運等、事業の着実な実施や運用の弾力化を含め、企業立地促進等のための施策について福島県と引き続き協議
- 工業団地整備、ソーシャルビジネス創出、法令上の手続円滑化・迅速化等

※福島研究開発・産業創出拠点構想(案)

～バイオマスなど再生可能資源の技術開発、浮体式洋上風力発電の研究・試験の強化、機能集積による関連産業の創出、スマートコミュニティ・先端太陽光発電事業等の実証等
 ～放射線医学・最先端診断や医薬品等の開発拠点整備、医療機器・ロボット等の開発実証、安全対策等を通じて医療関係産業の集積・振興を図り、拠点形成を目指す
 ～除染技術の開発や技術的な助言、放射線物質の動態・影響等の解明、廃炉の研究開発等

未来志向の抜本的な
 復興及び再生の実現

福島を我が国を
 リードするフロンティアに

福島の新たな魅力や
 強みを生み出す

国際競争力の強化に寄与

■ 基本方針に基づく施策全般の着実な実施に必要な予算を十分に確保

1 健康管理調査の円滑な実施の確保

- 国が実施する国際研究機関とも連携した最先端の調査研究結果の提供等
- 福島県が行う健康管理調査の実施に対する必要な措置、各種特例の適用
- 国によるトップセミナー・住民説明会等の実施 等



甲状腺の超音波検査の様子

2 健康増進等を図るための施策の推進

- ホールボディカウンター等を活用した被ばく放射線量の検査や評価
- 県民健康管理基金の活用等の状況について長期にわたりフォローアップ
- 保健師等保健医療専門職の派遣や紹介等確保支援、雇用に係る財政措置等



移動式
ホールボディカウンター車

3 農林水産物等の放射能濃度の測定等の推進

- 農林水産物、食品(加工品)の放射能に対する安全管理、検査機器の導入や検査体制の整備
- 検査及び安全管理のガイドラインの策定、新たな基準値に対する消費者等への理解促進
- 飼料、肥料等の放射性物質濃度の検査支援、工業品の測定体制の強化 等



食品の放射能検査機器

4 除染等の措置等の迅速かつ確実な実施等

- 除染に伴い生じた土壌等に係る仮置場の確保
- 中間貯蔵開始後30年以内の県外処分を完了するために必要な措置を実施
- 除染等が迅速かつ確実に実施されるよう除染技術の開発を推進
- 除染の実施にあたり福島の住民の雇用や資機材の福島における調達に配慮等



除染作業の様子

5 児童等について放射線による健康上の不安を解消するための措置

- 子どもが活動する広場等の除染、学校や児童福祉施設等の空調・エアコン等の設備の設置等
- 安心して子どもが遊び、運動することができる環境の整備やサマーキャンプの実施
- 学校等の給食の提供前・提供後の検査体制の整備 等

毎年度 政府予算等で施策・事業として具体化

■ 基本方針に基づく施策全般の着実な実施に必要な予算を十分に確保

6 放射線の人体への影響等に関する研究及び開発の推進等

- 原子力災害の記録、教訓の収集、保存、公開体制の整備、IAEA等の国際機関の機能の誘致
- 県環境創造センター(仮称)の運営、県農林水産再生研究センター(仮称)構想策定
- 県立医大を中核的实施機関として、県民健康管理調査本部・データセンター等を整備 等

7 国民の理解の増進

- 放射線に関する健康上の不安の解消等リスクコミュニケーション事業
- 児童生徒等が放射線に関する教育を受けるための副読本や指導資料の作成・普及等の実施
- 放射線に関する風評等に基づく様々な人権問題等を予防するための啓発活動の実施 等

8 教育を受ける機会の確保のための施策

- 学校等教育施設の災害復旧事業の適切な実施
- 経済的な理由によって修学が困難な者の教育機会の確保
- 子どもらしく豊かな情操を育み心身ともに健やか生活できる教育環境の整備等

9 医療及び福祉サービスの確保のための施策

- 医療従事者の流出防止や県内定着等のための医療機関に対する財政措置
- 地域医療再生基金による事業の期限延長への対応
- 要介護高齢者の増加・重度化の防止を通じた介護保険財政の安定的な運営等

10 その他の安心して暮らすことができる生活環境の実現のための措置

- 医療費の助成等に活用される県民健康管理基金のフォローアップ
- 保育の充実、子どもが医療体制の充実、子どもや保護者の心のケア
- 下水汚泥等廃棄物の適正な処理 等



県立医科大学



災害復旧事業
(県立高校体育館)



地域医療の再生
(地域医療再生計画)

毎年度 政府予算等で施策・事業として具体化

■ 原子力災害からの産業の復興及び再生に関する基本的事項

- 農産品、加工商品、工業製品、観光等への被害の状況を踏まえ、まず風評被害の回復に万全を期すべきこと
- 福島全体を対象に、一体的かつ総合的に風評被害の解消にむけた取組を行うこと 等

■ 産業の復興及び再生に係る規制の特例

○風評被害等により毀損した農林水産物及び商品等のブランドや低迷する観光の再生、再生可能エネルギーの開発、物流拠点の再構築等を促進

- ①福島特例通訳案内士育成等事業 ②商品等需要開拓事業
- ③新品種育成事業 ④地熱資源開発事業
- ⑤流通機能向上事業 ⑥福島特定埠頭運営事業

■ 復興特区法の特例

- 県内全域の産業の復興・再生のため、税制上の特例に関する復興特区法の特例の規定の適用のため措置が講じられる
- ・復興特区法に基づく復興推進計画を、福島の全市町村において作成可能

■ 風評被害対策など産業の復興及び再生のための施策

①農林水産業の復興及び再生のための施策

- ・消費拡大、農業・加工用施設の整備、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等、農地・森林の除染技術等の開発、水産基盤整備、農業生産基盤整備、森林整備、治山事業等に対する支援、人材の育成・確保 等



知事がお米の全量全袋検査を視察

②中小企業の復興及び再生のための施策

- ・研究開発の促進、施設の復旧・整備の促進、資金繰り支援、経営相談体制の強化、二重債務問題の解決 等

③職業指導等の措置

- ・全国ネットのハローワークを活用した求人確保や求職者の特性に応じたきめ細かな就職支援 等



ハローワーク

④観光の振興等

- ・国内外からの観光旅客の来訪促進、観光地の魅力増進、宣伝、国際会議の誘致を含めた国際交流推進等の支援
- ・独立行政法人国際交流基金による福島の国際交流推進への協力 等



新島八重マスコットキャラ「八重たん」

⑤その他の風評被害対策 ・農産品や鉱工業品の販路拡大の支援 ・情報発信、消費拡大機運の醸成 等

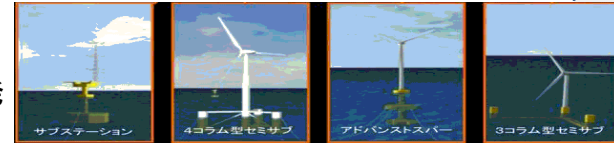
（地域経済の活性化・雇用の安定、拡大を目指す）
■ 産業復興再生計画

福島における先導的な拠点、産業の集積の促進

- 国は、福島県が掲げる原子力に依存しない社会を目指すという理念を尊重し、原子力に依存しない安全・安心で持続的に発展可能な社会づくりを責任をもって後押し
- 『福島研究開発・産業創造拠点構想(案)』の実現 ➡ **福島をエネルギーや医療等の分野で我が国のフロンティアに**

再生エネ

- 福島を再生可能エネルギーの産業拠点化
 - 技術開発から実証までを行う研究開発拠点の整備、
 - 地域に存在するバイオマスなど再生可能資源の効果的活用のための技術開発
 - 浮体式洋上風力発電の早期事業化と福島発の洋上発電技術の国際標準を先導するような研究開発、試験活動の強化
 - スマートコミュニティの実証事業等、先端的太陽光発電事業のモデル実証研究、先端的太陽電池の基礎から早期実用化までの一貫した研究開発等などの展開、被災地向けの再生可能エネルギー発電事業への助成制度等
 - エネルギーパークの設定等、市民共生型の再生可能エネルギー市場の構築



医療・創薬

- 福島県立医科大学を中核的实施機関として、県民健康管理調査本部・データセンター等の整備
- 福島県立医科大で、放射線医学・最先端診断や医薬品等の開発拠点の整備
- ホウ素中性子補足療法の開発実証や、医療機器・ロボット等の開発実証
- 電気等安全確認、動物試験、手技トレーニング等を行う医療機器の開発・安全対策、事業化支援に資する機能の整備



環境・廃炉

- 除染技術の開発や技術的助言、放射性物質の動態・影響等の解明
 - 福島県環境創造センター(仮称)等の運営のサポート
 - 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構東北農業研究センター福島研究拠点を福島に整備
- 廃炉に向けた研究開発等
 - 廃炉に向けた研究開発・事業推進、新たな原子力安全規制体系の下での規制関係人材の育成における福島の拠点化



その他

- 福島においてIAEA等の国内外の研究機関との連携を強化。
- 国際会議の誘致やIAEA等の関連国際機関の機能の誘致
- 事故の経験と教訓を次世代に継承し、世界と共有するため、原子力災害の記録、教訓の収集、保存、公開体制の整備

1 趣旨

再生可能エネルギー、医薬品及び医療機器に関する研究開発拠点の整備を通じて、新たな産業の創出や産業の国際競争力の強化等の取組を重点的に推進。

2 計画期間

3年間 ※必要に応じて見直し
(平成25～27年度)

3 再生可能エネルギーに関する重点的な取組

<現状>

- 固定価格買取制度の導入
- 本県においても再エネ事業が進捗



<課題>

- 再エネ事業の動きを本県の産業集積に結びつける取組は途についたばかり
→ まずは、新規参入に向けて人材育成やネットワーク形成が必要
- 本県企業の技術力をいかすための研究開発への支援
- 将来の本県産業を担う、核となる事業が必要
- 世界の先進地の知見の取入れ

<主な取組>

- ① 大学やテクノアカデミー等による人材育成
- ② 関連産業のネットワーク形成
・ 関連産業推進研究会(約420団体で構成)の設置
- ③ 福島再エネ研究開発拠点による新技術開発への支援
・ 平成26年度に郡山市に開設
- ④ 浮体式洋上風力発電実証研究事業
・ 平成26年度までに本県沖に2MW 1基、7MW 2基を整備
- ⑤ スマートコミュニティの構築
・ 会津若松市など8市町村の取組を促進
- ⑥ ドイツやデンマーク等との連携



<将来像>

- 国内外の企業・最先端の研究機関が立地する一大集積地の実現
(平成32年度：企業立地70件以上)
- 2040年頃に県内エネルギー需要相当量のエネルギーを再エネで産出 (平成32年度：40%以上)

5 その他の先導的な施策

<主な取組>

- ① 福島県環境創造センター(仮称)の整備・運営
- ② 福島県浜地域農業再生研究センター(仮称)の整備・運営
- ③ 会津大学復興支援センター等における世界最先端の情報通信技術研究の推進



<将来像>

- 放射性物質により汚染された環境の回復、国内外の英知を結集した環境創造
- 農作物等への吸収抑制技術の実証・確立による営農の再開、農林水産業の再生
- ICT(情報通信技術)を活用した新産業の創出、関連企業の集積等



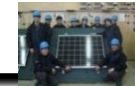
6 重点推進計画の迅速かつ確実な実施を確保等するための措置等

1 独立行政法人中小企業基盤整備機構の工場用地の無償譲渡

- 本計画の国認定後、次の工業団地の未分譲工場用地を無償で譲り受ける。
 - ・ いわき四倉中核工業団地 (譲渡対象:約42ha※ 譲渡先:福島県)
 - ・ 相馬中核工業団地 (譲渡対象:約31ha※ 譲渡先:相馬市) ※H25年 3月1日現在

2 企業の立地の促進等のための施策

- ふくしま産業復興投資促進特区及び企業立地補助金の活用による企業誘致の推進
- 工業団地造成に係る借入金等に対する利子補給
- 産業人材の育成 等



第8 関連する施策との連携

- 復興特区法に基づく施策との連携
- 法テラスによる原発被災者支援

●本法に基づく施策と子ども・被災者生活支援法に基づく施策とあいまって、最大限に効果が発揮されるよう、適切な配慮

第9 その他福島復興及び再生に関し必要な事項

※被災者への迅速、公平かつ適正な賠償を促進。救済の実情を踏まえ、必要な施策の追加・見直し等

【施策推進のために必要な措置】

- ①避難者の生活安定のための措置
- ②将来健康被害が生じた場合の措置
万が一、被ばくに起因する健康被害が認められた場合、本人の実質的な負担なく所要の医療を受けることができることとする。
(必要な法制上・財政上の措置を検討)
- ③再生可能エネルギー開発等への財政措置、電源立地地域対策交付金を辞退した趣旨を踏まえた財政上の措置の検討
- ④復興交付金等の活用、新たな措置の検討
- ⑤各種基金等に係る財置
- ⑥復興大臣の適切かつ迅速な勧告

【その他の措置】

- ・政府における推進体制、施策のフォローアップ
- ・国と福島県及び市町村の一体感を持った連携
- ・福島復興再生協議会の設置と協議結果の尊重
- ・知事による基本方針の変更提案、方針の策定・変更の際に具体的に盛り込むに至らなかったものも結論が出たものから補足となる方針としてとりまとめ
- ・課税の特例を含めた法見直し
(必要な場合は、法施行後3年を待たずに迅速に見直し)

《福島県が設置する主な基金》

県民健康管理基金	原子力災害等復興基金	東日本大震災復興交付金基金
(対象) 県民の健康を守るために実施する県民健康管理調査事業	(対象) ①被災者生活支援②放射線医学研究機関③企業立地④その他復興事業⑤市町村復興事業	(対象) 集団移転などの復興交付金事業の実施に要する資金の積み立て

福島ふるさと復活プロジェクト(平成24年度補正・平成25年度予算)

1. 帰還加速・区域の荒廃抑制

地域の希望復活応援事業 (原災避難区域等帰還・再生加速事業) 【48億円 (24年度補正(新規)：208億円)】

【事業概要】

被災12市町村における避難解除区域の住民帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を、国の費用負担により実施。

【対象区域】

原子力被災12市町村

【対象事業】

①避難解除区域への帰還加速のための取組

喪失した生活基盤施設の代替・補完
住民の安全安心確保
地域コミュニティ機能の維持・確保 等

②直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全

荒廃抑制・保全対策・
住民の一時帰宅支援 等



2. 長期避難者の生活拠点形成

コミュニティ復活交付金 (長期避難者生活拠点形成交付金) 【503億円(新規)】

【事業概要】

災害公営住宅の整備を中心に、避難者を受け入れている自治体の基盤整備等を推進するとともに、コミュニティの維持などの避難者支援のためのソフト対策を一体的に実施することにより、長期避難者のための生活拠点の形成を促進。

【対象地域】

長期避難者を受け入れている市町村

【対象事業】

・災害公営住宅整備(補助率7/8)

・道路改良、学校施設整備等
(復興交付金同等の補助率)

・上記事業と一体となって効果を増大させるソフト施策(地域住民との交流事業、スクールバス運行等)



3. 定住促進

子ども元気復活交付金 (福島定住緊急支援交付金) 【100億円(新規)】

【事業概要】

公的な賃貸住宅の整備やこどもの運動機会の確保のための施設整備の早急な実施を支援することにより、子育て世帯が安心して定住できる環境を整え、地域の復興・再生を促進。

【対象地域】

原発事故により人口が流出し、地域の復興に支障が生じていると認められる地域

【対象事業】

・公的な賃貸住宅整備費助成

(補助率2/3) 等

・遊具の更新、地域スポーツ施設、
水泳プール等の整備(補助率1/2) 等

・上記事業と一体となって効果を増大させるソフト施策
(公的賃貸住宅の駐車場整備 等)



電源立地地域対策交付金に代わる財政上の措置(平成25年度予算)

福島原子力事故影響対策特別交付金 【35.5億円(新規)】

【事業概要】

県内の住民生活への原子力事故の影響の防止・緩和等のための事業を実施

【対象地域】

県内全市町村

【主な事業】

緊急現道対策事業
ふくしま県産品再生支援事業

○「福島復興再生基本方針」、総理指示等を踏まえ、復興庁が司令塔となって原子力災害からの福島の復興及び再生を加速的に推進するべく、福島県等からの要望にも配慮した予算案を編成。国が全面に立って福島の深刻な諸問題に対応できるよう事業制度を創設するとともに、諸制度の隙間を埋め、機動的に対応する。

1. 福島の復興・再生の加速 〔福島ふるさと復活プロジェクト〕

【652億円(新規等)】

- ①地域の希望復活応援事業 【48億円】(208億円(H24補正予算案))
(原災避難区域等帰還・再生加速事業)
帰還支援(生活基盤施設の立ち上げ支援等)、区域の荒廃抑制・保全(除草、廃家屋の撤去等)など様々なニーズにきめ細かく対応するための市町村への新たな支援)
- ②コミュニティ復活交付金 【503億円(新規)】
(長期避難者生活拠点形成交付金(仮称))
災害公営住宅、関連する道路・学校施設等の生活拠点の形成のための県・市町村への新たな支援)
- ③子ども元気復活交付金 【100億円(新規)】
(福島定住緊急支援交付金(仮称))
子育て環境の整備(屋内運動施設の整備、遊具設置等)や子育て世代が定住できる環境整備のための市町村への新たな支援)

2. 復興庁の司令塔機能の強化

- ①復興加速化・福島再生予備費 【6,000億円(4,000億円)】※
(復興大臣の裁量により、事業費の追加や新たなニーズに機動的に対応)
- ②東日本大震災復興推進調整費 【100億円(50億円)】※
(復興大臣の裁量により、諸制度の隙間を埋め、復興に関する調査企画の委託を弾力的に実施)

3. 地域社会の再生(まちの復旧・復興)

- ・東日本大震災復興交付金【5,918(2,868)】※
- ・災害復旧事業【6,611(2,605)】※
- ・災害廃棄物の処理【1,266(3,442)】※

4. 安全・安心な生活環境の実現

【6,466億円(4,617億円)】

- ①除染・放射性廃棄物処理等【6,220億円(4,547億円)】
 - ・放射性物質により汚染された土壌等の除染【4,978(3,721)】※
 - ・放射性物質汚染廃棄物処理事業【971(772)】※
 - ・中間貯蔵施設の設置に向けた取組【146(20)】等
- ②放射線モニタリング・リスクコミュニケーション等【62億円(28億円)】
 - ・モニタリング対策関連交付金【13(-)】(住民のニーズに応じたモニタリングの実施)
 - ・地方消費者行政活性化事業【7(4)】※(食品等の放射性物質検査、消費生活相談等)

5. 地域経済の再生

【148億円(38億円)】

- ①再生可能エネルギー等の研究開発支援等【135億円(32億円)】
 - ・浮体式洋上風力発電の実証研究【95(-)】
 - ・再生可能エネルギー次世代技術開発事業【3(-)】(福島県内企業等の技術開発への支援)
 - ・市民交流型再生可能エネルギー導入促進事業【5(-)】(福島県内体験型再エネ施設等への補助)
 - ・革新的エネルギー研究開発拠点の形成【13(12)】
 - ・福島再生可能エネルギー研究開発拠点機能強化事業【9(-)】
(産総研の拠点(郡山)での研究開発等)
- (参考)福島県環境創造センター(仮称)整備への支援(113(H24補正予算案)) 等
- ②産業振興・雇用・風評被害対策【13億円(6億円)】
 - ・津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金【1,100(-)】※
 - ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(グループ補助金)【250(500)】※
 - ・福島発農産物等戦略的情報発信事業【3(-)】(13(H24補正予算案))
 - ・福島県における観光関連復興支援事業【4(-)】等
- (参考)震災等緊急雇用対応事業【500(補正予算案)】※

25年度予算案 24年
【〇〇(〇〇)】度当
初
※単位:億円

(注)各項目の合計額は、復興庁一括計上予算のうち、「原子力災害からの復興・再生」に係る予算案の合計額。総額では、7,264億円(24年度:4,655億円)となる。なお、上記の斜体の事業は、「原子力災害からの復興・再生」予算以外に区分される事業。

(備考)※の予算額は被災県等の合計であり、その一部が福島県に関連するもの。

福島復興・再生に向けた平成26年度復興庁概算要求

1. 福島復興・再生の加速

【846億円(675億円)】

- ①原災害避難地域等帰還・再生加速事業【113億円(48億円)】
 - ・避難解除区域の住民の帰還を加速するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を推進。
- ②避難解除等区域生活環境整備事業【20億円(24億円)】
 - ・福島復興再生特別措置法に基づき、避難指示に起因して機能低下した公共施設・公益的施設について、市町村等からの要請に基づき、機能回復を推進。
- ③長期避難者生活拠点形成交付金【612億円(503億円)】
 - ・長期避難者を受け入れている市町村において、災害公営住宅を中心に、受入れ自治体の帰還整備等の推進、避難者支援のためのソフト施策を一体的に実施。
- ④福島定住等緊急支援交付金【101億円(100億円)】
 - ・公的な賃貸住宅の整備や子どもの運動機会の確保のための施設整備の早急な実施を支援し、子育て世帯が安心して定住できる環境整備を推進
- ⑤福島帰還地域における生活環境向上の経費【事項要求(-)】
 - ・国・自治体、住民が一体となって、個人の線量の更なる提言にも資する防護の観点から、帰還後の日常生活環境の質的向上を図る事業を実施。

2. 復興庁の司令塔機能の強化

【6,050億円の内数】

- ①復興加速化・福島再生予備費【6,000億円(6,000億円)】※
(復興大臣の裁量により、事業費の追加や新たなニーズに機動的に対応)
- ②東日本大震災復興推進調整費【50億円(100億円)】※
(復興大臣の裁量により、諸制度の隙間を埋め、復興に関する調査企画の委託を弾力的に実施)

3. 地域社会の再生(被災者支援、まちの復旧・復興)

- ・東日本大震災復興交付金【5,155億円(5,918億円)】※
- ・災害復旧事業【7,749億円(6,611億円)】※
- ・被災者生活再建支援金補助金【190億円(840億円)】※

4. 安全・安心な生活環境の実現

【5,277億円(6,442億円)】

- ①除染・放射性廃棄物処理等【5,035億円(6,220億円)】
 - ・放射性物質により汚染された土壌等の除染【3,341(4,978)】
 - ・放射性物質汚染廃棄物処理事業【1,551(971)】※
 - ・中間貯蔵施設の設置に向けた取組【事項要求(146)】等
- ②放射線モニタリング・リスクコミュニケーション等【51億円(62億円)】
 - ・モニタリング対策関連交付金【13(13)】
 - ・地方消費者行政活性化事業【7(7)】※

5. 地域経済の再生

【434億円(148億円)】

- ①再生可能エネルギー等の研究開発支援等【386億円(135億円)】
 - ・浮体式洋上風力発電の実証研究【310(95)】
 - ・再生可能エネルギー次世代技術開発事業【13(3)】
 - ・市民交流型再生可能エネルギー導入促進事業【10(5)】
 - ・再生可能エネルギー発電設備等導入促進復興支援事業【90(-)】※
(産総研の拠点(郡山)での研究開発等)
 - ・革新的エネルギー研究開発拠点の形成【13(13)】
 - ・福島再生可能エネルギー研究開発拠点機能強化事業【16(9)】
 - ・福島県における先端ICT実証研究拠点整備事業【8(-)】
 - ・福島県浜地域農業再生研究拠点整備事業【3.4(-)】等
- ②産業振興・雇用・風評被害対策【48億円(13億円)】
 - ・津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金【事項要求(1,100)】※
 - ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業【事項要求(250)】※
 - ・福島農産物等戦略的情報発信事業【16(3)】
 - ・福島医療・福祉機器開発・事業化支援事業【20(-)】等

(注)平成26年度復興庁概算要求概要ほか公表資料より作成。(下線)が平成26年度新規。
(備考)※の予算額は被災県等の合計であり、その一部分が福島県に関連するもの。

26年度概算
100(00) 25年度当初
※単位:億円

【参考】 福島復興再生基本方針 “30のポイント” (1)

1	『福島の再生なくして日本の再生なし』	<ul style="list-style-type: none"> ○ この原子力災害が、福島が国のエネルギー政策や産業政策に寄与する中で生じたことを、国として厳に重く受け止める ○ これまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的責任 ○ 福島の復興・再生に関する施策を総合的に策定し、継続的かつ迅速に実施する責務 ○ 福島の復興・再生は国政の最重要課題 (P3,4,35)
2	福島県が掲げる脱原発の理念の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福島県が掲げる「原子力に依存しない社会を目指す」という理念を尊重 (P9,13,85)
3	長期にわたる財源確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本方針に基づく施策全般の着実な実施に必要な予算を十分に確保 (P10)
4	復興交付金、電源交付金等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 復興交付金等の財政上の措置：使い勝手がよいものとなるよう十分に配慮 ○ 電源立地地域対策交付金に代わる財政上の措置：平成25年度予算において検討 ○ 新たな措置が必要となった場合に対応した財政上の措置 (P85,86,87)
5	機動的かつ柔軟な施策拡充(基本方針の追補)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県・市町村の要望事項のうち基本方針に盛り込めなかった事項について、結論が出たものから補足となる方針を随時取りまとめ、公表 (P90)
6	省庁間の縦割り排除	<ul style="list-style-type: none"> ○ 復興庁のリーダーシップの下、政府一体となって総合的かつ計画的に施策を実施 ○ 復興庁は一段高い立場から総合調整。必要な予算を一括して要求し、確保 (P11,86)
7	政府が講ずる具体的な施策・事業の一覧表	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施策・事業について、施策名、担当省庁、内容、事業費、進捗状況等を一覧化 (P88)
8	福島第一原子力発電所の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福島第一原発の事故の一日も早い非常事態宣言の終結に全力で取り組む (P6,14,40)

【参考】福島復興再生基本方針 “30のポイント” (2)

9 双葉郡等避難指示区域の復興・再生	
① 福島特措法による避難指示区域復興の枠組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区域の市町村の復興・再生を、責任を持って国が前面に立って進める ○ 「避難解除等区域復興再生計画」を作成し、これに基づいて復興を推進 ○ 事情の変更等に応じ、柔軟かつ機動的に計画を見直し <p style="text-align: right;">(P14,15,17)</p>
② 帰還に向けた工程の明示	<ul style="list-style-type: none"> ○ 帰還に向けたスケジュールと必要な施策を総合的・一体的に示すため、除染、賠償を含め、復興・再生の道すじの具体像示す <p style="text-align: right;">(P17)</p>
③ 町外コミュニティの形成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期避難者や帰還についての課題を速やかに整理 ○ 結果を踏まえ、必要な法制上の措置を講ずる <p style="text-align: right;">(P17)</p>
④ 受入自治体への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ いわき市・相馬市、南相馬市などは、津波・地震等からの復興と、避難者の受入自治体としての機能が両立することが必要。必要な施策が円滑に進められるよう十分配慮 ○ 急増した住民に対する十分なサービスを円滑に提供できるよう必要な措置 <p style="text-align: right;">(P16,36)</p>
⑤ 東西軸・南北軸の道路ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東北中央自動車道(相馬市～福島市)、常磐自動車道(常磐富岡～南相馬)、国道6号の機能回復・強化、国道114号・国道288号等の東西の幹線道路等の整備 等 <p style="text-align: right;">(P25)</p>
⑥ JR常磐線の早期全線回復	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国は責任を持って地元地方公共団体や東日本旅客鉄道株式会社と連携を図り、早期全線回復を確実に進めるよう、適切な指導及び技術的支援を行う <p style="text-align: right;">(P24)</p>
⑦ 港湾及び福島空港	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小名浜港：東港地区国際物流ターミナル整備事業の促進など、機能強化 ○ 福島空港：県が行う福島空港の防災機能及び物流機能の在り方の検討に協力 <p style="text-align: right;">(P25)</p>
⑧ 税制など、雇用対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国家的プロジェクトにより、新たな雇用の受け皿となる先導的産業を充実 ○ 原発関連の雇用に代替する雇用創出が重要。取組を重点的かつ集中的に講ずる ○ 税制上の措置について引き続き検討 <p style="text-align: right;">(P18,23,31,77)</p>

【参考】福島復興再生基本方針 “30のポイント” (3)

<p>⑨ 将来的な住民の帰還を目指す区域の復興及び再生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福島の復興は、双葉郡をはじめとする地域の復興がなければ終わるものではない ○ 帰還までの生活再建、コミュニティ維持など、必要な対応を国が責任をもって実施 ○ 地方公共団体ごとに帰還時期の目標設定を協議 (P16,17,35,36)
<p>⑩ 治安・防災対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ パトロール活動・防犯カメラの運用等、インフラ等の警戒警備の強化、交通情報の収集や提供に係る交通安全施設の整備 (P29)
<p>10 除染</p>	
<p>① 除染の長期的目標(1ミリシーベルト以下)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 帰還困難区域及び居住制限区域を含め、長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となること等を目指した対策について取り組む (P14,40,45)
<p>② 森林の除染</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ まずは住居等近隣の森林の除染から進める。 ○ 住居等近隣以外の森林の除染の在り方については、できる限り早期に検討を進め、一定の方針を示す (P21)
<p>③ 中間貯蔵施設等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中間貯蔵施設は、国が責任をもって県・市町村と誠実に協議。中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を実施すべく必要な措置 ○ 仮置場の確保のための条件整備や土地の賃借料に関する措置。国有地の積極的な提供のための検討や東京電力株式会社の保有地に関し要請 (P46)
<p>11 子育て環境・教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療費の助成、子どもの健康管理等のための基金について、継続的にフォローアップし、必要な場合に、適切に財政措置 (P40,43,53)
<p>12 健康管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 甲状腺がん検診等の健康管理調査(県外への避難者対応を含む) ○ ホールボディカウンター等整備を含む基金の活用等の状況についてフォローアップ (P42,43)
<p>13 農林水産業の再生、観光等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産業の復興・再生 ○ 農林水産物等の検査 ○ 風評被害対策 ○ 観光振興として、福島への行き過ぎた渡航規制解除、福島空港国際定期路線再開を求める働きかけ、ビザの取得容易化の検討、大規模集客施設の誘致 (P60,61,64,65,66)

【参考】福島復興再生基本方針 “30のポイント” (4)

14 福島産業復興企業立地補助金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存企業の流出防止、新規企業立地の促進には、企業立地補助が有効な手段。 ○ 企業立地の促進等のため福島県と引き続き協議を行う (P56,77)
15 既存企業の流出防止のための対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存産業の県外への流出防止を図ることが特に重要。国はこれに対応する支援措置を早急に講ずる (P63)
16 福島における各種の拠点整備「福島研究開発・産業創造拠点構想(仮称)」	
① 拠点整備の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福島の国土軸上の優位性等から、県内各地に政府機関、研究機関等の拠点を誘致 ○ 再生可能エネルギー、医薬品・医療機器等分野で我が国をリードするフロンティアへ (P5,8,10)
② 再生可能エネルギー産業拠点化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福島の再生可能エネルギー産業拠点化を目指す ○ 浮体式洋上風力発電の早期事業化と研究開発、試験活動の強化・機能集積による関連産業の創出 (P76)
③ 医療関連産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医大における放射線医学・最先端診断や薬品等の開発拠点整備等を通じた拠点形成 ○ 医療機器の開発支援や安全性評価、製品化支援、人材育成を一体的に行う拠点を整備 ○ 医大を中核的实施機関として、県民健康管理調査本部・データセンター等を整備 (P48,56,75)
④ 環境回復・創造	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県環境創造センター(仮称)の運営等のサポート ○ 県農林水産再生研究センター(仮称)の整備(構想の策定と具体化、その推進のサポート) (P48,76)
⑤ IAEA等の国際機関の誘致等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際会議の誘致やIAEA等の関連国際機関の機能の誘致の取組 (P49)
17 将来における被ばく者の援護措置の検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 万一、被ばくに起因する健康被害が認められた場合には、本人の実質的な負担なく、所要の医療を受けることができるよう、他例を参考に、法制上の措置等を検討 (P85)